

○事業所名	高岡市きずな子ども発達支援センター				
○保護者評価実施期間	令和6年9月1日		～		令和7年2月1日
○保護者評価有効回答数	(対象者数)	2	(回答者数)		2
○従業者評価実施期間	令和6年9月1日		～		令和7年2月1日
○従業者評価有効回答数	(対象者数)	3	(回答者数)		3
○訪問先施設評価実施期間	令和6年9月1日		～		令和7年2月1日
○訪問先施設評価有効回答数	(対象数)	2	(回答数)		2
○事業者向け自己評価表作成日	令和7年2月20日				

○ 分析結果

	事業所の強み（※）だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1	・支援には児童発達管理責任者も同行しています。 ・多職種の職員（医師、PT、OT、ST）が存在しています。	・客観的な視点で分析・観察できるよう、支援には児童発達管理責任者が帯同しています。 ・医師、OT、PT、STに専門的な観点から支援方法の助言を受け、支援に活かしています。 ・療育（外来保育）・訓練等利用者の場合は、職員間で情報交換を行い、支援の方向性について共通理解を図っています。	・よりよい支援を行えるよう、事業内での情報交換、研修などの研鑽のための機会を引き続き設けていきます。
2	・保育所等訪問支援終了後も県の施設支援療育等支援事業として行っている巡回訪問支援にて、長期的な経過観察や支援が可能です。	・園からの要請や当センターからの投げかけにより、巡回訪問を定期的に行い、こどもの成長やよりよい支援方法について情報交換を行っています。	・保育所等訪問支援員、巡回訪問員の人員確保と人材育成に努めていきます。

	事業所の弱み（※）だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1	・訪問支援員が保育所等訪問支援専任ではないため、支援の利用期間はおおよそ3か月程度、回数は月に2～3回程になります。また、お子様の体調不良による急なキャンセルの対応や振替日の調整に時間がかかる場合があります。	・保育所等訪問支援は申請があったタイミングで行うため、予測して支援員のスケジュールをあげておくことが難しい場合があります。 ・質の高い支援のため、職員2名体制での支援を行っている分、支援員2名と訪問先施設との日程調整が難しい場合があります。	・質の高い支援を行うために、療育の経験と高い技量が求められるため、研修等を通して支援員の育成を行っています。 ・お子様及び訪問先への支援は、引き続き巡回訪問支援にてフォローしていきます。 ・保護者への支援は、面談や外来保育利用者は担当職員との懇談にてフォローしていきます。
2			